The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	ロシア語教育における疑似命令文について
Author(s)	髙橋, 健一郎
Citation	外国語教育のフロンティア. 2022, 5, p. 131-144
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/87573
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

ロシア語教育における疑似命令文について

On the Quasi-Imperative Construction in Russian Language Teaching

髙橋　健一郎

Abstract

The aim of this paper is to reconsider the usage of quasi-imperative in Russian, which has hardly ever been discussed in Japan, and to give an explanation that is easy to understand for native Japanese speakers. The quasi-imperative construction is characteristic of colloquial Russian, appears frequently in literary works, and is sometimes tested in "TORFL". It is, therefore, necessary for learners to become familiar with it, but it is rarely covered in Russian language teaching in Japan. In addition, previous research by Russian linguists has not been unified in its views, and the explanations are often confusing and difficult for non-native speakers to understand.

This paper classifies quasi-imperative uses into six categories based on their semantic features: "optative", "conditional", "concessive", "deontic / epistemic", "possible / permissive", and "narrative". To make it easier for native speakers of Japanese to understand each usage, we give a brief explanation of its meaning in relation to the proper directive use or other uses, as well as mentioning similar usage in Japanese. This classification and explanation should make it easier for learners of Russian to understand almost all of the various uses of Russian quasi-imperative construction.

キーワード：疑似命令文、ロシア語教育、条件、譲歩

1. はじめに

本稿は、これまで日本では本格的に論じられたことのないロシア語の疑似命令文の用法全般を整理し、日本語母語話者のロシア語学習者にとって理解容易な説明を与えることを目的とする。

ここで扱う命令文とは、非過去語幹をもとに作られる2人称命令形（例えば、читатьに対するчитай / читайте）を含む文である。ロシア語の命令文は、相手に対して「命令」や「依頼」などの意味を表す本来の指令的用法のほかに、「義務・必然」や「条件」、「譲歩」その他いくつかの副次的用法をもつ。副次的用法では、指令的な意味が失われたり、弱まったりし、そして1人称や3人称の主語が立ち得るなど、独特の振る舞いが見られる。そのような副次的用法の命令文を本稿では「疑似命令文」と呼ぶ。

これらの用法は話し言葉に特徴的であり、文学作品にも頻出するほか、「ロシア語検定試験」（ТРКИ）の第2、第3レベルの「語彙･文法」分野でも問われることがある。したがって、学習者も当然これらの用法に習熟する必要があるにもかかわらず、日本のロシア語の教科書で扱われることはほぼなく、次節で見るように、文法書でも一部の用法について軽く触れられる程度である。

本稿では主にロシアの言語学者らによる先行研究を参照するが、次節で見るように、それらも統一的な見解でまとまっておらず、説明に混乱が見られ、また、非母語話者にとっては分かりにくい説明であることが多い。そのような状況を踏まえ、本稿では日本語話者のロシア語学習者にとって理解が容易な用法の分類と説明を新たに提示する。

2. 先行研究の検討

2.1 日本の先行研究

筆者の知る限り、この問題に関する日本語の本格的な論考は、一つの用法（「語りの用法」）のみを扱った中村（1998）以外には無いようである。一方、日本で出版されている代表的なロシア語の文法書には簡単な記述がある。例えば、命令形が「条件」の意味をもつ例や（城田 2010: 542, 匹田 2016: 217）、「譲歩」の例（宇田 2016: 266, 城田 2010: 458-459, 原 1996: 233）、「願望」の例（城田 2010: 365）などが挙げられている。しかし、そこでは多くが「命令法」の項ではなく、他の項の中で軽く触れられているだけであり、学習者は命令法の用法を調べたくとも、その記述にたどり着きにくいという問題がある。

和久利誓一『テーブル式ロシヤ語便覧』は例外的に重要な用法をいくつか命令法の項で挙げている（和久利 1960: 112）。しかし、「テーブル式便覧」という制約上、例文が挙げられるだけで説明がないため、これらの用法を理解するのは極めて困難であろう。

2.2 ロシアの先行研究

ロシア語母語話者による先行研究は数多く存在し、本稿にとっても第一の資料となり得る。しかし、それらは上でも触れたように、そのままの形では問題が多く、修正、再考察が必要となる。ここで主要な先行研究の問題について簡単に触れておこう。

まず、用法の分類法が論者によって異なるほか、同一論者においても分類原理が混乱している場合があるという問題がある。例えば、Храковский и Володин（1986 [2001]）では14の用法が挙げられているが、Добрушина（2016）ではその半分の7つであるなど、まず用法の数がバラバラである。さらに、「条件構文」の一部としての「譲歩」的用法と本来の「譲歩的用法」を明確に区別して扱う研究が存在する一方（Кузнецов 2009, Перцов 1998 他）、区別せずに同じ項目として扱う研究もある（Добрушина 2016）など、同一用法の扱いが論者によって異なる場合もある。また、同一論文の中で、「義務・必然」や「希

求」、「不可能」、「譲歩」などの項目に加えて、「現実の状況からの潜在的帰結の意味」という項目も立て、その中に「義務・必然」や「可能」の意味をもつ例も含めるケースもあるが（Перцов 1998: 98）、分類原理が曖昧で、混乱を招きやすい。これは意味による分類と形式による分類とが区別されずに混在していることが主な原因であろう。

先行研究のもう一つの問題点は、細かな分類に終始し、なぜそのような意味になるのかという説明がなされないことが多いことである。その点、疑似命令文の用法をある程度包括的に扱いながら、それらの間に共通の意味を見出したり、本来の指令的命令法の意味との関連を探ろうとしたりするいくつかの先行研究（Перцов 1998; Фортейн 2008）や、個別の用法を個々に詳しく扱った研究も一部にあるが、それらももともと直感的にこれらの用法の意味を理解できる母語話者によってなされた説明であるため、非母語話者にとっては不十分な箇所が多い。

これらの問題点を踏まえ、本稿ではロシアの諸研究を精査しながら、日本語母語話者の学習者にとって直感的に理解しやすい分類と用法の説明を考える。分類に関しては、「希求的用法」、「条件的用法」、「譲歩的用法」、「義務･必然的用法」、「可能･許可的用法」、「語りの用法」という項目に分けるのが最も妥当であると思われる。それらの用法について、第3節から第8節にかけてこの順に論じていく。その際、個々の用法の意味のほか、形態論的・統語論的特徴についても触れる。そして、第9節ではこれら複数の用法を横断する問題について取り上げる。

3. 希求的用法

3.1 意味

はじめに話者の意志による制御の及ばない願望を表す「希求的用法」を検討しよう。これをはじめに扱うのは、スラヴ祖語の命令法が印欧祖語の希求法を引き継いだと言われるほど（Gronas 2006: 93）、希求と命令の意味が近く、また、次に検討する条件的用法にも直接的につながっていくものだからである。命令・希求が2人称以外に向けられ、行為実現への促しが表明されたものとしてのこの用法の理解は容易であろう。

この用法の多くは、「呪われろ」「（地獄に）落ちろ」「悪魔にさらわれろ」など、超自然的存在によって災厄が起こるのを望む表現である。代表的なものを挙げておこう：«будь он проклят»（彼は呪われてしまえ）；«гори он синим пламенем»（彼は青い炎で焼かれてしまえ）；«пропади он пропадом»（彼は消え失せてしまえ）；«провались он»（彼は消え失せてしまえ）；«чёрт его возьми»（悪魔が彼を連れ去ってしまえ）。括弧の中は文字通りの意味で、すべて「不満」や「呪い」などを表す定型表現である。

このうち、例1のように1人称が関わる場合は、「私の言うことが嘘だったら、私の身に…が起こってもいい」（「この場でくたばってもいい」「雷に打たれてもいい」「呪われても

いい」など）という意味であり（Добрушина 2016: 188）、「約束」や「誓い」の表現となる。これは日本語では「～しても構わない」という意味として特別に扱った方がよいだろう。

1. **Пропади** я на этом месте (**Разрази** меня гром / **Будь** я проклят), ежели вру! [1)]

また、災厄を望むのと反対に、災厄が起こらないよう望む次のような定型表現も、この命令形の希求的用法から生まれたものである（すべて「そんなことが起こりませんように」の意）：«сохрани бог»; «упаси бог»; «избави бог», «не дай бог»。

3.2 形態論的・統語論的特徴

主語は 1 人称、2 人称、3 人称の単複すべてが可能であり、また、無人称的に主語が省かれる場合もある。主語が вы の場合、-те が付く場合と付かない場合がある。

動詞の体に関しては、望まれる状態への移行を意味する完了体が多いが、不完了体も可能であり、その場合、行為そのものに意識が集中する。

語順は、命令形が主語に先行するのが普通である。

また、話し言葉や俗語では、будь と бы が結びつく例もある。

4. 条件的用法

4.1 意味

条件的用法は「感情表出性」が際立っており、不幸な状況が示されたり（例 3）、状況に対する話者の願望が述べられたりする場合（例 2）が圧倒的に多い（Кузнецова 2009: 321-323）。そのため、話者の「～であってほしい」という願望が現れやすいものである。つまり、前節の「希求的用法」と密接な関係がある。前節で見たとおり、希求的命令法は行為実現への促しを表現するものである。そして、その行為実現の結果が複文の別の節で表現されてできたものがこの条件的用法である、と説明可能である（Фортейн 2008: 17-18）。実際、例 2 は「彼よ、今日手術を受けてくれ、そうすれば明日退院できるだろう」と解釈でき、希求的用法から条件的用法への発展が見て取れる。

そして、この用法は現実世界で起こり得る条件を示す「条件法」のみならず、起こり得ない条件を示す「仮定法」（非現実的条件法）（例 3, 4）へと発展を遂げ、現代ロシア語では非現実的条件の意味をもつ例が圧倒的に多いという（Кузнецова 2009: 316）。

2. **Сделай** он операцию сегодня, завтра его выпишут.

彼が今日手術を受ければ、明日退院するだろう。

3. **Приди** врач на полчаса раньше, больного можно было бы спасти.

医者が30分早く来ていたら、病人を助けることができたのに。

4. Казалось, **будь** эта женщина рядом с ним, он бы легко перенёс все свои страдания (В. Гроссман. «Жизнь и судьба»).

この女性が彼のそばにいてくれていたら、彼はあらゆる苦難に耐えられただろうに（グロスマン『人生と運命』）。

4.2 形態論的・統語論的特徴

主語は1人称、2人称、3人称の単複すべてが可能であり、また、無人称的に省かれる場合もある。1人称の主語はときに省略される。主語が вы の場合、-те は付かない。

動詞の体に関しては、この用法では動作の順次性が示されることが多いため、圧倒的に完了体が多いが、条件として提示されるのが一定の状態や習慣的な行為の場合、または、対応する完了体を持たない動詞の場合には不完了体動詞も用いられる。

語順は、主語が特に強調される場合以外は、命令形が主語に先行する。それは、ロシア語においては条件の標識が必ず節の先頭に置かれることと関係があるだろう。複文の節の順番に関しては、条件節が先に置かれることが多いが、後置されることもある。

なお、仮定法の場合、特に砕けた話し言葉の場合、命令形に бы が付くこともある。

5. 譲歩的用法

5.1 意味

譲歩は条件の意味の裏返しであり、疑似命令文に譲歩的用法があり得ることは前節から当然予想されるだろう。一般に、従属節が主節の事態成立のための前提となっていれば「条件」であるのに対し、従属節の条件が満たされたのに期待される事態が成立しない場合が「譲歩」となるからである[2)]。他の言語でも本来の指令的命令法が譲歩的意味を帯びる例はあり、例えば日本語にも「～であれ」、「～にしろ」、「～にせよ」という、命令形の譲歩的用法が文法化された表現があることを思い起こそう。また、文法化された表現以外でも、「（やりたければ）やってみろ（どうせ無駄だから）」のように、命令形が譲歩のニュアンスを帯びることもあり、命令と譲歩の距離が近いことがわかる。

2.2で触れたように、ロシアの先行研究ではこの用法の分類に関して混乱が見られるが、本稿では譲歩構文に関する Haspelmath & König（1998: 563）に基づき、次の3つのタイプに分ける[3)]。

第1のタイプ「尺度的譲歩条件」は、従属節で多くの場合 хоть を伴い、極端な場合を示してその尺度のどの場合においても主節の内容が成立することを述べるものである（例5）。ただし、例6のように вот и との組み合わせでよく使われる表現は、「極端な場合」というよりむしろ「無駄な行為」を表すが、このような例文もこのタイプに分類する。

第2のタイプ「選択的譲歩条件」は、従属節で二者以上の選択的な場合を示すものである。複数の異なる条件のどの場合でも主節の内容が成立することを述べる。例えば、同じ述語の肯定と否定のペアを並べたり（例7）、異なる動詞を並べるような場合である（例8）。

第3のタイプ「普遍的譲歩条件」は、従属節に疑問や不確定性を表す代名詞、副詞、形容詞などと ни を含む場合であり、その不確定な場合においても主節の内容が成立することを述べる（例9）。

5. Хоть истерику **закатывайте** – я не уступлю.
ヒステリーを起こされても、私は譲らない。
6. Вот и **лечи** её, она не слушается советов врачей.
彼女を治療したところで、医者の言うことなど聞かない。
7. Хоть **пей**, хоть **не пей (Пей или не пей)**, жажды не утолишь.
飲んでも飲まなくても、渇きは癒されない。
8. **Пропадай** он, **тони** он – не подам руки спасти его. (Н. Гоголь. «Страшная месть»)
彼が落っこちようと溺れようと、救いの手など差し伸べるものか（ゴーゴリ『怖ろしき復讐』）。
9. Как мы ни **старайся**, нам за ними не угнаться.
我々がどれだけ努力しても、彼らには追い付けない。

5.2 形態論的・統語論的特徴

主語は1人称、2人称、3人称の単複すべてが可能であり、また、無人称的に主語が省かれる場合もある。主語が вы がの場合、原則として -те が付くが（例10）、хоть と名辞の組み合わせの構文の場合には付かない（例11）[4)]。

10. Но хоть вы меня **убейте,** не считаю я, что игорный бизнес – это спорт.
あなたに殺されようと、私は賭博ビジネスがスポーツだとは思わない。
11. Пенсию свою вы не перестанете получать, **проживи** вы хоть 150 лет.
150年生きたとしても、年金はずっと受け取れますよ。

動詞の体は、多くの場合、不完了体動詞である。それは行為の遂行が目指されないことが多いためであろう。特に、вот и を伴う構文は、行為が「無意味」であることを強調するため、不完了体である。なお、例11のように仮定的な譲歩の場合は、完了体もよく使われるという指摘もある（Храковский и Володин 1986: 243）。

語順は基本的に自由だが、第1タイプの хоть は、動詞に関わる場合は動詞より前に置か

れ（例10）、名詞や数詞などに関わる場合は動詞より後に置かれる（例11）。また、第3タイプで ни が使われる場合のみ、動詞命令形は必ずその直後に置かれ、主語は前後どちらの場合もあり得る。複文の節の順番は、命令法の節が前置されることが多いが、どちらが先でも構わない。

6. 義務・必然的用法

6.1 意味

義務・必然の意味は本来の指令的意味から一見距離があるように思える。しかし、一般に「～せよ」という命令によって事態の実現が望まれるとすれば、それが「～しなければならない」という義務･必然の意味に転化すること自体はそれほど不思議なことではない。まず、例12を見てみよう。「ホールに居て見張っていろ」と、架空の第三者が命令するかのように提示され、それによって「義務」の意味が生み出されているのが分かる。

12. Обязанности у меня не сложные: в часы посещения **находись** в зале и **следи** за порядком.
私の義務は難しくない。見学時間にホールに居て、見張りをすればいいのである。

このような義務・必然的用法は、ある程度決まった構文の中で出てくることが多い。例13のように、まず背景的状況が提示され、接続詞aを伴いながら命令文により義務、必要性が示されるパターンである。なお、2つの節で行為者が同じ場合、aではなくтеперь が用いられる（例14）。これらの構文では、ある事態のせいである行為を仕方なくやらなければならないという状況が示されたり（例14, 15）、他の好ましい状況と対比させる形で好ましくない状況が提示されたりする（例13）。もう一つのパターンは、хоть を伴うものである。これは上記のパターンに近いが、「もう…するしかない」という「最後の究極の手段」であることが強調される（例15）。これらは、例えば例13に関して「あちらでは仕事が進んでいるのに、私にはここにいろと言うのか」のように、命令形を使った表現が日本語でも可能であり、感覚的に十分理解可能であろう。

13. Там дела делаются, **а** я **сиди** здесь!
あちらでは仕事が進んでいるが、私はここにいなければならない。
14. Я забыла ключ, **теперь жди** родителей.
カギを忘れてしまった、両親を待たねばならない。
15. Такой кабак мы с вами наделали с этим гипофизом, что прямо **хоть** из квартиры **беги** (М.Булгаков. «Собачье сердце»).

この脳下垂体でこんな騒ぎを起こしてしまったのだから、もう部屋から出ていかなければならない（ブルガーコフ『犬の心臓』）。

6.2 形態論・統語論的特徴

主語は、a を伴うタイプでは1人称と3人称（単複）で立つのが普通で、2人称はあまり用いられない。上の例12や、хоть を伴うタイプでは、普遍人称的に行為主体が明示されないのが普通である。主語が вы の場合には -те は付かない。

動詞の体は、原則として不完了体である。話者はこの行為を不当なものと判断し、遂行を望まないためである。完了体が使われるのは、ある期間内の結果達成が求められる場合や、行為の全体性が強調されるような場合のみである。

語順に関しては、基本的に自由だが、たいてい主語が命令形に先行する。複文の節の順番は、普通は背景的状況が先に置かれ、命令文は後置されるが、逆も可能である。

7. 可能・許可的用法

7.1 意味

疑似命令文は「可能」や「許可」の意味を表すこともある。主に普遍人称的に幅広く使われ、例16や17のように「AできるほどBだ」（＝「BなのでAできる」）という「強い程度」を表す内容のものが多く、ときに хоть を伴う[5]。これもまるで第三者によって「したければ～できるよ（していいよ）」と言われているかのような構文である。

16. Здесь столько грибов, **наклоняйся** и **бери**.
ここはたくさん茸がある。屈んで取り放題だ。

17. Гляди, какой вышел из капитана командир добрый, **хоть** на хлеб его **мажь** (О. Павлов. «Казённая сказка»).
大尉はなんて優しい指揮官になったもんだ、パンに塗れるほどだよ（＝とても優しい）（パヴロフ『官製おとぎ話』）。

そのほか「可能・許可的用法」としては、例18と19のように、肯定文で反語的に、あるいは否定形で「不可能」を表す例がある。日本語で「（やれるものなら）やってみろ」が「できない」という意味に近づくことを考えれば理解しやすいだろう。なお、тут / попробуй / вот и / вот и попробуй などを伴うことが多い（例18）。

18. **Попробуй разбери тут**! Какие-то крючки, а не буквы.
こんなの解読できないよ。飾り記号みたいで、文字じゃないよ。

19. Они считают, что всё знают и всё умеют. Никакого замечания им не **сделай**.
彼らは何でも知っていて何でもできると思っている。彼らにはどんな注意もできない。

7.2 形態論・統語論的特徴

主語は、第1タイプ（程度を表す用法）は、原則として普遍人称的に用いられ、主語は立たない。第2タイプ（不可能を表す用法）も主語が立たないことが多いが、1人称や3人称の主語が置かれる場合もある（例20）。第2タイプで主語が立たずに普遍人称的に用いられる場合、動詞は単複両方あり得、また、попробуй(те) の後は、動詞の不定形がくる場合もある。つまり、例21のように4つの表現が可能である（Храковский и Володин 1986[2001]: 239）。

20. Всех распугал. Никто **не подойди**.
皆を怖がらせて追い散らしてしまった。誰も近寄れない。
21. Замок на вид совсем простой, а **попробуй открой (попробуйте откройте / попробуй открыть / попробуйте открыть)**.
錠は見たところまったく単純だが、開かない。

動詞の体に関しては、第1タイプの動詞は原則として不完了体、第2タイプは原則として完了体である。
語順に関しては、第2タイプで主語が立つ場合、主語が動詞に先行する。複文の節の順番は、初めに背景的状況を示す節が置かれることが多いが、逆もあり得る。

8. 語りの用法

8.1 意味

この用法は、「語りの用法」のほか、「劇的命令形」や「歴史的命令形」その他いくつかの名称で論じられてきた。例22や23のように、一定の間続く状況の中で、突然予期されない行為あるいはその状況では不適切である行為が瞬間的に起こり、完結するものを表す。

22. Прожили они год душа в душу, а на другой-то год она **возьми да и помри** (Г. Успенский. «Кой про что»).
彼らは1年間仲睦まじく暮らしたが、翌年彼女は突然亡くなった（ウスペンスキー『あることについて』）。
23. Его ждут, а он и **опоздай** на целый час.
彼のことを待っていたのに、一時間も遅れてきた。

例22のように、接続詞 да / и / да и や動詞 взять の命令形と共に用いられることが多く、現代の用法では、いくつかの定型表現を除けば、これらと共に用いられるのがほとんど必須であるという（Фортейн 2008: 11-12）。なお、コーパス研究によると、用いられるのは「話す」関連の動詞が圧倒的に多く、なかでも скажи（言う）が群を抜いて多い。また、「死」を表す一連の動詞も多く見られるという（Pöppel 2017）。

この用法がどのように発生したかについては、大きく分けると2つの説があり、近年の研究もその2つの立場に分裂している。1つは、アオリスト形の喪失によりその意味を命令形が担うようになったとする説（Daiber 2009, 中村 1998 他）であり、もう1つは、命令法の意味から派生したという説（Фортейн 2008, Gronas 2006 他）である。本稿ではこれらのどちらかに与することはしないが、どちらの立場をとっても、本来の命令法の意味からかなり距離がある用法である。よって、学習者の立場では、この用法は特殊なものとして身に着けるべきだが、それでも他の用法との意味的関連は少なからず存在すると考えられる。

まず、この用法は「先行する出来事の自然な成り行きを大幅に変更し、その後こう展開するだろうという期待を裏切るような状況」（Стойнова 2007: 159）を示す。また、第6節で扱った「義務・必然的用法」は、背景的な状況と対比させ、好ましくない状況が語られることが多く、この2つの用法に意味的関連を見出すことも可能であろう（Кузнецова 2014: 85）。他に、条件・譲歩的用法との意味的関連が指摘されることもある（中村 1998: 93）。さらに、взять（「取る」）という動詞が使われることに関して、「状態の主体はその状況を〈手に取り〉、もっともらしい方向に出来事を進ませるのではなく、まったく違う方向に進ませる」（Стойнова 2007: 160）とする説明も、この用法の理解を助けてくれるものと思われる。

8.2 形態論的・統語論的特徴

主語は基本的に1人称か3人称（単複）で立つか、あるいは無人称的に省かれる。2人称が主語に立つのは稀であり、あったとしても ты であり、вы になることはなく、よって -те は付かない。

動詞の体は、常に完了体である。

語順に関しては、主語が先行し、それに возьми (да / и / да и) が続き、その後に述語動詞が置かれるのが基本である。

9 補足

9.1 動詞の体の問題

これまで疑似命令文の主要な用法を確認してきたが、最後にそれらを横断する部分で学習者が注意すべき点について触れておこう。まず、動詞の体に関する問題である。次の2

組の例文を見てみよう[6)]。

24 (= 6). **Вот и лечи** её, она не слушается советов врача.
彼女を治療したところで、医者の言うことなど聞かない。
25. **Вот и вылечи** её. Лекарства не достать.
彼女は治せない。薬が手に入らないのだ。

26. Все отдыхают, **а** он **беги**.
皆休んでいるが、彼は走らなければならない。
27. Все отдыхают, **а** он **побеги**.
皆休んでいるが、彼はだしぬけに走り出した。

例24は「譲歩」、25は「不可能」、26は「義務」、27は「語り」の用法である。どちらのペアも形式的には極めてよく似たタイプの構文だが、命令形の動詞が不完了体か完了体の違いで、意味が大きく変わる。それぞれの用法のところで確認したとおり、用法と体の関係をしっかり身に着ける必要がある。

9.2 《хоть＋命令形》

次に、文脈によって意味が変わる例を取り上げよう。

28. Она всё равно ничего не услышит, **хоть кричи** ей прямо в ухо.
耳元で叫んでも、彼女は何も聞こえない。
29. Обстановка совершенно курортная – **хоть раздевайся и загорай**.
実にリゾートらしい環境だ。服を脱いで、日焼けし放題だ。
30. Обстановка крайне обострилась – **хоть прекращай** игру.
状況が緊迫した。遊びは終わりにしなければならない。

例28は「譲歩」、29は「可能・許可」、30は「義務・必然」を表すものである。これらはすべて、ある状況が示された後、それを受けてхоть を伴って命令文が続くものであり、形式が同じであるため、特別な注意が必要である。

この《хоть＋命令形》という構文は、大きく「譲歩」（例28）と「ある状況からの帰結」（例29, 30）の2つのタイプに分けることが可能である。後者の「帰結」に関しては、一般的に、ある状況を受け、「したがって…すべきだ」という「義務・必然」の意味が生じる場合と、「したがって…してもよい」という「可能・許可」の意味が生じる場合の両方があり得る。

これらの意味については文脈で判断するしかないと言える[7]。

10. 最後に

本稿では、先行研究で混乱していたロシア語の疑似命令文の諸用法の分類を整理し、意味に基づいて「希求的用法」、「条件的用法」、「譲歩的用法」、「義務･必然的用法」、「可能･許可的用法」、「語りの用法」の6つに分けた。また、それぞれの用法について、日本語母語話者の学習者が理解しやすいように、本来の指令的命令法の用法や他の用法との意味の関連性に重点を置き、また、日本語の類似の用法についても触れながら説明を試みた。本稿の分類と説明により、ロシア語の疑似命令文の種々の用法のほぼすべてがより理解しやすくなったはずである。紙幅の関係で個々の用法に関して詳細な議論を展開できなかった部分については、稿をあらためて論じたい。

注

1) 本稿では例文はすべて種々の参考文献から取られたものである。
2) ここでは意味の理解のためにこの2つの用法が隣り合っていることを強調したが、これは必ずしも歴史的に派生関係にあることを主張するものではない。この2つの用法が互いに独立して発展したと主張する研究者もいる（Фортейн 2008: 21）。
3) 例えば、Кузнецова（2007）はこの用法を5つに分けている。しかし、そこには譲歩の用法以外のものも含まれており、本稿では3分類の方が妥当であると考える。
4) 第2節で触れたとおり、「条件的用法の一種としての譲歩的用法」と「本来の譲歩的用法」を区別する立場があり、その立場に立てば、例11は前者、例10は後者の特徴となる。
5) この「程度」を表すタイプをКузнецова（2007）は「譲歩的用法」に分類しているが、意味的にこの「可能・許可」に分類するのが妥当である。また、多くの研究においては、この意味が単独で扱われていない。
6) この2組の例文は、Слесарева（2009: 589）、Jakobson（1983: 50）から取られたものである。
7) 例えば、Перцов（1998）や Прозорова（2007）、Храковский и Володин（1986 [2001]）などでこの構文がまとめて扱われていたり、Гусев（2013）やФортейн（2008）などで疑似命令文の「可能」と「義務」の用法が同一の項目で扱われていたりするのは、ここでまとめたような事情による。

参考文献

Гусев, В.Ю.
2013 *Типология императива*, Москва.

Добрушина, Н.Р.
2016 "Повелительное наклонение", in В.А. Плунгян и др. (ред.), *Материалы к корпусной грамматике русского языка. Глагол. Часть 1*, Санкт-Петербург, 161-210.

Кузнецова, Ю.Л.
2007 "Уступительные квазиимперативные конструкции в русском языке", *Научно-техническая*

информация, Серия 2: Информационные процессы и системы, 4, 21-29.

Кузнецова, Ю.Л.

2009 "Семантические и структурные свойства условной квазиимперативной конструкции. Корпусные исследования по русской грамматике", in К.Л. Киселева и др. (ред.), *Корпусные исследования по русской грамматике*, Москва, 314-334.

Кузнецова, Ю.Л.

2014 "Квазиимператив долженствования", *Acta Linguistica Petpolitana*, 2, 71-98.

Перцов, Н.В.

1998 "К проблеме инварианта грамматического значения II. Императив в русском языке", *Вопросы языкознания*, 2, 3-26.

Прозорова, Е.В.

2007 "Хоть плачь, или анализ значения конструкции "хоть + императив", *Научно-техническая информация, Серия 2, Информационные процессы и системы*, 4, 29-34.

Слесарева, И.П.

2009 "Употребление императива в переносном значении", in А.В. Величко (ред.), *Книга о грамматике: русский язык как иностранный*, Москва, 588-592.

Стойнова, Н.М.

2007 "Конструкция *взять и сделать* в русском языке", in Ф.И. Дудчук и др. (ред.), *Структуры и интерпретации: работы молодых исследователей по теоретической и прикладной лингвистике*, Москва, 144-171.

Храковский, В.С. и Володин, А.П.

1986 [2001] *Семантика и типология императива. Русский императив*, (2-ое издание), Москва.

Фортейн Э.

2008 "Полисемия императива в русском языке", *Вопросы языкознания*, 1, 3-24.

Daiber, Thomas

2009 “Metaphorical Use of the Russian Imperatives”, *Russian Linguistics*, 33, 11-35.

Gronas, Mikhail

2006 “The origin of the Russian historical imperative”, *Russian Linguistics*, 30, 89-101.

Haspelmath, Martin and König, Ekkehard

1998 “Concessive conditionals in the languages of Europe”, in Johan van der Auwera and D. Baoill (eds.), *Adverbial Constructions in the Languages of Europe*, Mouton de Gruyter, Berlin, 563-640.

Jakobson, Roman

1983 “Shifters, Verbal Categories, and the Russian Verb”, in R. Jakobson, *Russian and Slavic Grammar: Studies 1931 – 1981*, Mouton Publishers, Berlin, 41-58.

Pöppel, Ludmila

2017 "Конструкция возьми и + Vimp: корпусное исследование", *Slovo: Journal of Slavic Languages, Literatures and Cultures*, 58, 50-62.

宇多　文雄

2016 『新版ロシア語文法便覧』東洋書店新社、東京。

城田　俊
2010　『現代ロシア語文法』（改訂新版）東洋書店、東京。
中村　泰朗
1998　「現代ロシア語における命令法の一つの用法について」『創価大学外国語学科紀要』8、73-96。
原　求作
1996　『ロシア語文法の要点』水声社、東京。
匹田　剛
2016　『ロシア語文法：入門から上級まで』NHK 出版、東京。
和久利　誓一
1960　『テーブル式ロシヤ語便覧』評論社、東京。